

平成24年2月10日

千葉県環境審議会環境総合施策部会
部会長 榛澤芳雄様

千葉県地球温暖化対策専門委員会
委員長 榛澤芳雄

千葉県地球温暖化対策実行計画（案）に関する調査・検討結果について（報告）

標記の計画（案）については、平成23年11月14日に当専門委員会としての調査・検討結果の中間とりまとめを行うとともに、平成23年度第3回環境審議会環境総合施策部会に報告したところですが、その後実施した市民意見・提案募集の結果等を踏まえて、この度、当専門委員会として下記のとおり、調査・検討結果の最終とりまとめを行いましたので報告します。

記

1 計画（案）について

（1）計画の全体構成について

本計画は、国が中長期的な目標達成に向け実施する温暖化対策との整合を図りながら、市民・事業者・市のすべての主体が、各々の役割に応じた対策を総合的・計画的に推進することを目的として、当初、平成23年度を初年度とし、平成32年度までの計画であったが、社会経済状況により国の施策が変化することを鑑み、平成24年度から3年間の暫定計画に変更することとした。

（2）序編 実行計画策定の背景・意義

本計画は、地球温暖化対策を包括的かつ統一的に推進するため、千葉市の事務事業における地球温暖化対策を進める「千葉県地球温暖化防止実行計画」、千葉市域における地球温暖化対策を推進する「千葉県地球温暖化対策地域推進計画」及び「千葉県新エネルギービジョン」の3つの計画を統合し、策定することとし、地球温暖化の現状、計画の背景、市の動向、基本方針などが盛り込まれており、適切なものとする。

（3）第1編 千葉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

ア 旧計画の評価と課題

旧計画の事務系施設、事業系施設など事業区分毎に目標達成状況を適切に評価していると考える。

イ 計画の基本的事項

計画の対象、基準年度などは適切と考えるものの、計画期間については、変更することとした。また、温室効果ガス排出量の算出方法をより実態に即した手法に変更しており適切と考える。

ウ 温室効果ガスの削減目標

市の事務事業を5区分し、旧計画の実績を踏まえ、関連する計画との整合を図り目標設定していることから適切と考える。

エ 計画推進体制及び進行管理

新たに地球温暖化対策推進会議を設置し、全庁的に連携し効果的に推進することは適切と考える。

(4) 第2編 千葉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

ア 旧計画の評価と課題等

旧計画の目標達成状況及びその評価は、2008年度における達成状況について、適切に評価されていると考えるが、計画の途中年度の評価であり、今後の推移についても留意することとした。

イ 計画の基本的事項

計画の対象、基準年度などは適切と考えるものの、計画期間については、変更することとした。

ウ 温室効果ガス排出量の現況

温室効果ガスの排出量算定にあたり、より精度を高めるため、算出方法を変更しており、その方法は適切と考えるが、従来の結果と異なることから、その差異については説明を加えることとした。

エ 温室効果ガス排出量の将来推計

温室効果ガス排出量の将来推計は、最新年度である2008年度の排出量から将来推計を行うことが望ましいが、社会経済の状況を鑑み2008年度の活動量が2007年度から大きく低減したことにより2007年度をベースにした推計はやむを得ないものと考え、十分な説明を加えることとした。

オ 温室効果ガスの削減目標

市域から排出される温室効果ガスのうち、全排出量に占める割合は小さいものの、近年、増加が著しい家庭、業務、運輸等の部門について、現時点で実現可能な取組みによる温室効果ガスの削減目標を設定することとした。

なお、東日本大震災、引き続き東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、市民・事業者が行った節電行動も、今後の温暖化対策に繋げていくことが重要であることから、市民・事業者の節電行動の実績を踏まえた削減目

標を設定することとした。

また、市域における総排出量の3/4程度を占めている産業部門の削減対策については、国の施策による影響が大きい。現在、その国の施策が不透明で、削減効果を見込むことが困難であることから目標は設定しないものの、技術進歩による削減効果を認めつつ、より一層の削減に向けた取り組みの促進を要請することとした。

なお、市の全体目標については、国の地球温暖化対策に関する具体的な方針及び対策が明確になった時点で、設定することとした。

カ 地球温暖化防止に向けて

地球温暖化防止に向けて、千葉市環境基本計画との整合を図った省エネルギー行動など6つの地球温暖化対策取り組みの視点を明らかにし、その視点から市民の取り組みを促進させるための施策など8つの基本施策、さらにそれぞれに個別施策を展開している構成は適切なものとする。

また、再生可能エネルギーの導入については、原子力発電所の事故を受けて、普及拡大が求められていることから、太陽光発電の一層の普及拡大に加え、太陽熱などの利用についても考慮することとした。

キ 計画推進体制及び進行管理

計画を着実に推進するためには、概要版を作成するなど計画を分かりやすく市民・事業者にも周知するとともに、市民、事業者、市のすべての主体が連携を図りながら推進していくことが不可欠である。

そこで、各主体や環境審議会などの関連を示す体制図を計画に追加することとした。

2 市民意見・提案の計画案への反映について

平成23年11月14日に千葉市地球温暖化対策実行計画（案）の中間とりまとめを行うとともに、平成23年12月15日から平成24年1月16日にかけて、パブリックコメントを実施した。提出された市民意見に対して別紙のとおり「千葉市地球温暖化対策実行計画（案）に対する主な意見の概要とその対応（案）」を取りまとめ、本計画案に盛り込むこととした。

3 千葉市地球温暖化対策実行計画（案）について

上記1、2を踏まえて当専門委員会がとりまとめた「千葉市地球温暖化対策実行計画（案）」は、別添のとおり。